

1月も役立つ講座がいろいろ!

新しいセンターでの開催です!

予告

シングルマザーの会

◆1月8日(日) 13:30~15:30
場所: 参画センター 相談室
参加費: 無料 * 毎月おおむね第1日曜日に開催



子育ておしゃべりサロン

◆1月11日(水) 10:00~12:00
場所: 参画センター 学習研修室3
参加費: 無料 * 毎月第2水曜日に開催



摂食障がい家族の会

◆1月15日(日) 13:30~15:30
場所: 参画センター 相談室
参加費: 無料
* 毎月第3日曜日に開催



やさしい英語で男女共同参画を学ぶ講座

男女共同参画に関する英語を覚えて、会話しましょう!
2回講座です。

◆ ①2月22日(水)・②3月8日(水)
2回とも 10:00~11:30

内容: ①女の仕事? 男の仕事? 性別役割分担
②メディアと女性

講師: 高松トーストマスターズクラブ会員
定員: 20人程度 参加費: 無料 託児: あり



さんかく交流サロン

◆2月23日(木) 13:30~15:00

内容: 落語を楽しもう!
出演: さんかく亭ゆめまるさん
定員: 30人程度 参加費: 無料



お一人様・お二人様の老後を考える講座

◆2月24日(金) 13:30~15:00

内容: DVD上映とケアマネージャーのお話
定員: 30人程度 参加費: 無料
講師: 川根 由美子さん(主任ケアマネージャー)



参画センターの子育て支援事業あれこれ

参画センターの講座は、ほとんど託児付きです。どうぞご利用ください!

託児説明会

<1・2月の説明会>
1月13日(金)
1月20日(金)
2月3日(金)
2月17日(金)
10:30~約30分間程
お電話でご予約ください。

託児タイム

毎週木・金曜
第2・4月曜
10時~12時

託児のつどい

夏と冬の2回あります



市民フェスティバル託児

サンタさんと遊んだよ~!

12月の行事から

12/14

参画センター初めて見学タイム

参加者数: 11人
新参画センターが11月23日にオープンしたので、新しいセンターを市民のみなさんに知ってもらうために見学会を開催した。
6階の参画センターから順番に、平和記念館、科学体験ゾーン、子育て支援ゾーン、夢みらい図書館、市民交流ゾーン等を見学した。参加した皆さんから「真新しい立派な施設に驚いた。これからもぜひ利用したい」「孫が帰省したときに、また一緒に来て遊びたい」等の感想を頂いた。



12/15

さんかく交流サロン 干支の酉の色紙飾りをつくろう!

参加者数: 6人
講師: 坂本整子さん(おりがみ KAGAWA 代表)
来年の干支の酉を何色かの色紙を折って、作った。鶏は朝一番に鳴くことから、とても縁起が良いと言われている。白・赤・黒・黄とはっきりした色の配色で力強い干支の酉が完成した。(参加者の感想)「丁寧に指導して頂き、きれいな色紙飾りができて嬉しい」「とても楽しい時間だった」等。



12/19

冬の託児のつどい 親子で遊ぼう! あそび縁日

参加者数: 親子 21組(44人うち子ども 23人)・託児者 9人
今年の託児のつどいは、「あそび縁日」を開催した。ビニールプールで魚釣り、紙コップでロケット飛ばし、紙芝居など親子で楽しんだ。終始、子どもたちの歓声が聞こえ、楽しそうな笑顔がたくさん見えた。(参加者の感想)「たくさんの手作りおもちゃで楽しく遊べました。また参加したいと思います。みんなで歌ったりもしたいです」「子どもがもうすぐ4歳になります。大きいので、今日のように、ロケットなどの工作があるとうれしいです。サンタさんと会えて、うれしかった様子で、



トピックス

配偶者控除ってこれからどう変わるの?

【配偶者控除改正】

(個人所得税)
昨年12月、平成29年度税制改正大綱の概要が発表され、配偶者控除と配偶者特別控除の見直しが行われることとなりました。
① 今回の改正案は、「103万円以下」から、代わりに「150万円以下」に引き上げられました。ただし、妻の年収が150万円を超えたとしても、年収201万円まで段階的に配偶者特別控除が受けられるので、壁を超えたときに世帯収入が激減するわけではないということです。
② 夫は自分の年収によって、受けられる配偶者控除(と配偶者特別控除)の額が変わるようになっています。以下、説明をご参照ください。

(1) 配偶者控除
控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額は次のとおり。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。

| 居住者の合計所得金額 | 控除額 | |
|------------------|---------|-----------|
| | 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 900万円以下 | 38万円 | 48万円 |
| 900万円超 950万円以下 | 26万円 | 32万円 |
| 950万円超 1,000万円以下 | 13万円 | 16万円 |

(2) 配偶者特別控除
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超 123万円以下(現行38万円超 76万円未満)とする。なお、現行制度と同様に合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできない。
* 参考資料: 財務省「平成29年度税制改正の大綱」から